

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024年3月19日

テンプレトン 世界債券ファンド

限定為替ヘッジコース
為替ヘッジなしコース
毎月分配型・為替ヘッジなしコース

愛称:地球号

追加型投信 / 内外 / 債券



| コース名 | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|-------------------|-----------------------------|------|------------------|------------------|---------------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 限定為替ヘッジ コース | 追加型 | 内外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券一般)) | 年2回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・オブ・ ファンズ | あり (限定ヘッジ) |
| 為替ヘッジなし コース | | | | | | | | なし |
| 毎月分配型・ 為替ヘッジなし コース | | | | | なし | | | |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧できます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う「テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース/為替ヘッジなしコース/毎月分配型・為替ヘッジなしコース」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月18日に関東財務局長に提出しており、2024年3月19日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社

| | |
|------------------------|----------------------|
| 金融商品取引業者登録番号 | 関東財務局長(金商)第417号 |
| 設立年月日 | 1998年4月28日 |
| 資本金 | 10億円(2023年12月末現在) |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 9,336億円(2023年12月末現在) |

委託会社の照会先

電話番号 03-5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.franklintempleton.co.jp>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



FRANKLIN
TEMPLETON

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

テンプルトン世界債券ファンドは、以下の3本のファンドから構成されています。

ファンドは以下の略称で記載される場合があります。また、これらを総称して「テンプルトン世界債券ファンド」または、個別に「ファンド」もしくは「各ファンド」という場合があります。

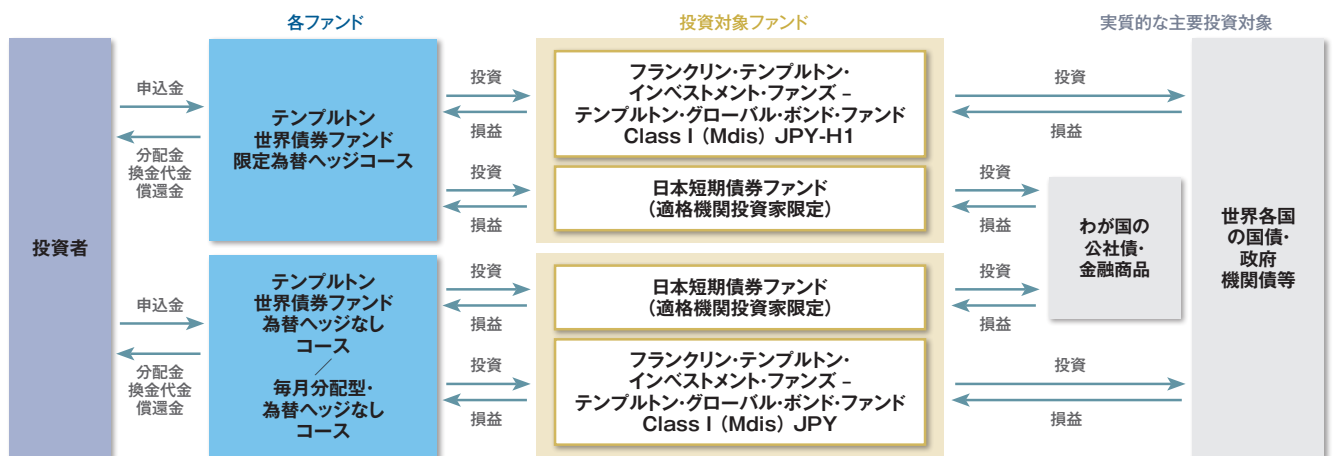
| 正式名称 | 略称 |
|---------------------------------|------------------|
| テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース | 限定為替ヘッジコース |
| テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース | 為替ヘッジなしコース |
| テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース | 毎月分配型・為替ヘッジなしコース |

1 世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等を実質的な主要投資対象*とします。

*「実質的な主要投資対象」は、外国投資証券や投資信託の受益証券（これらを総称して、以下「投資信託証券」といいます。）を通じて投資する主要な投資対象を意味します。

ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンドの仕組み



投資対象ファンドの投資目的

| | |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド* | 日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) |
| ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。 | 日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。 |

*以下「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」ということがあります。

(注) 詳しい投資対象ファンドの内容については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〈限定為替ヘッジコース〉

「テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1」(以下、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」ということがあります。)の円建て外国投資証券に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。

〈為替ヘッジなしコース〉 / 〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

「テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY」(以下、「JPYクラス」ということがあります。)の円建て外国投資証券に投資します。「JPYクラス」においては外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

2 外国投資証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

通常の場合においては、〈限定為替ヘッジコース〉は「JPY限定為替ヘッジ・クラス」へ、〈為替ヘッジなしコース〉〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉は「JPYクラス」への投資を中心(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)とします。

3 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。

年2回決算

〈限定為替ヘッジコース〉 / 〈為替ヘッジなしコース〉

毎年6月および12月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

毎月決算

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。

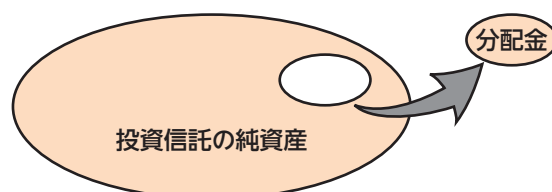
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

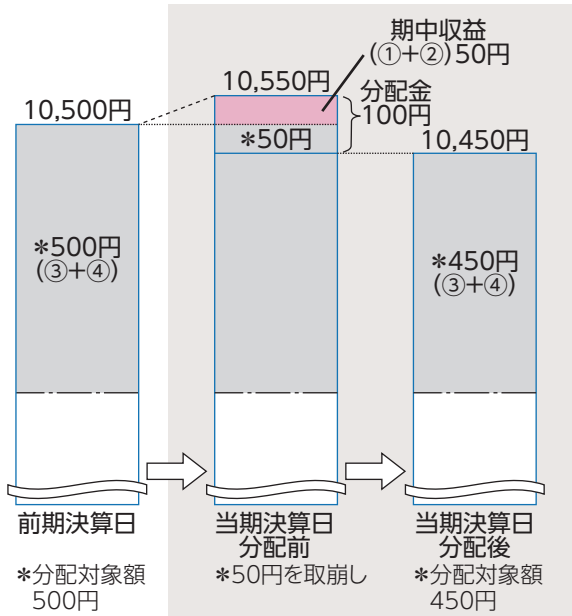


資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

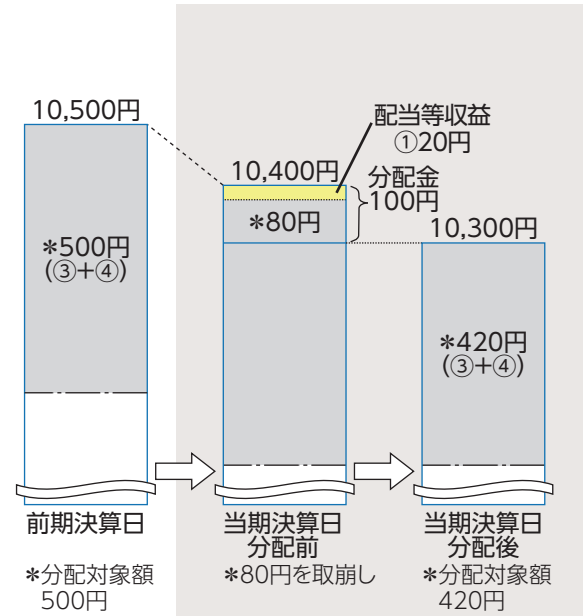
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



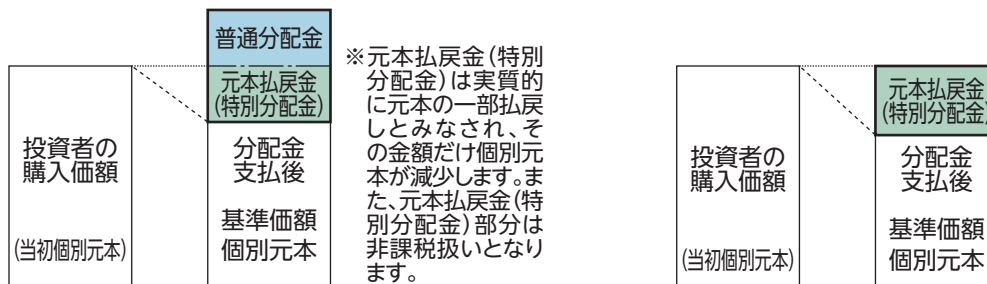
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象ファンドの概要 (2023年12月31日現在)

| | | |
|----------------------|---|--|
| ファンド名 | フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド JPY限定為替ヘッジ・クラス/JPYクラス | |
| 形態 | ルクセンブルク籍/外国投資法人/オープンエンド型 | |
| 投資目的 | ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。 | |
| 主な投資戦略 | 主として世界各国の政府または政府機関が発行する固定および変動利付債券等に投資することにより、上記の投資目的を達成することを目指します。投資制限の範囲内で社債に投資することができます。また、複数の国によって組織または援助された国際機関(国際復興開発銀行や欧州投資銀行など)が発行する債券にも投資することができます。投資目的のためにデリバティブ取引を行うことができます。デリバティブ取引には、スワップ(金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップなど)、先渡しおよびクロス先渡し取引(フォワードおよびクロスフォワード)、先物取引(国債先物を含む)、オプションが含まれます。デリバティブ取引により、特定のイールドカーブ、デュレーション、通貨、信用(クレジット)のポジションが負(マイナス)となることがあります。他の証券、資産または通貨の値動きに価格が連動する証券や商品にも投資することができます。純資産総額の10%までの範囲内で債務不履行の状態にある債券を保有する場合があります。また、優先株式や債券から転換されたまたは交換された株式を保有することもあります。 | |
| | JPY限定為替ヘッジ・クラス | 当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。 |
| | JPYクラス | 原則として、為替ヘッジを行いません。 |
| 主な投資制限 | デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 | |
| 関係法人 | 運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク(米国) 管理会社:フランクリン・templton・インターナショナル・サービシーズ・エス・イー・アール・エル(ルクセンブルク) (業務委託先:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店(ルクセンブルク)) 保管銀行:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店(ルクセンブルク) | |
| 設定年月日 | 1991年2月28日 ^{※1} | |
| 決算日 | 6月30日 | |
| 申込手数料 | かかりません。 ^{※2} | |
| 運用報酬 ^{※3} | 年率0.55% ^{※2} | |
| 管理会社報酬 ^{※3} | 年率0.20% | |
| 保管銀行報酬 ^{※3} | 年率0.01%~0.14% | |

・テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドは、各シェアクラス(申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」および「JPYクラス」の導入は2010年12月です。

※2 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」、「JPYクラス」のものであります。

※3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) |
| 形態 | 国内籍/追加型株式投資信託 |
| 投資目的等 | 日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
| 主な投資制限 | 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 |
| 関係法人 | 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 設定年月日 | 2007年9月26日 |
| 決算日 | 7月22日(ただし、休業日の場合は翌営業日) |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 信託報酬 | 年率0.143%(税抜0.13%) |

・NOMURA-BPI短期インデックスとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の残存期間1年から3年の債券で構成されている債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI総合のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆様**の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様^に帰属します。なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の国債および政府機関債等の債券に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

■主な変動要因

| | |
|----------|--|
| 金利変動リスク | 債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。 |
| 信用リスク | 発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じた場合あるいはデフォルトが予想されると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。 |
| カントリーリスク | 世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合に、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。 |
| 為替変動リスク | 〈限定為替ヘッジコース〉 投資対象ファンドの「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。実質の通貨配分と異なる場合が想定され、ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生します。したがって、限定為替ヘッジコースでは為替変動の影響を受けることが想定されます。また、円の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。 〈為替ヘッジなしコース〉／〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉 投資対象ファンドの「JPYクラス」では、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスク管理体制

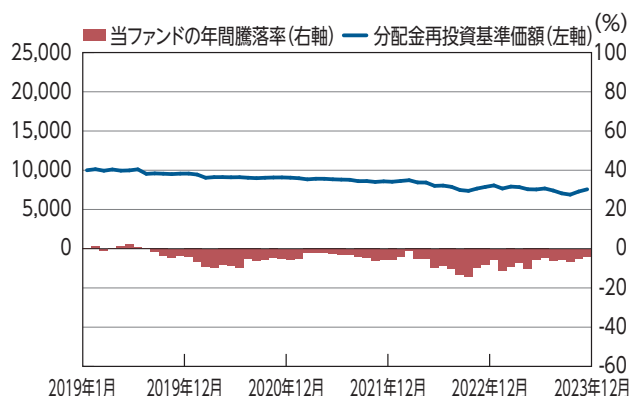
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
 また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
 流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
 エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2019年1月末～2023年12月末

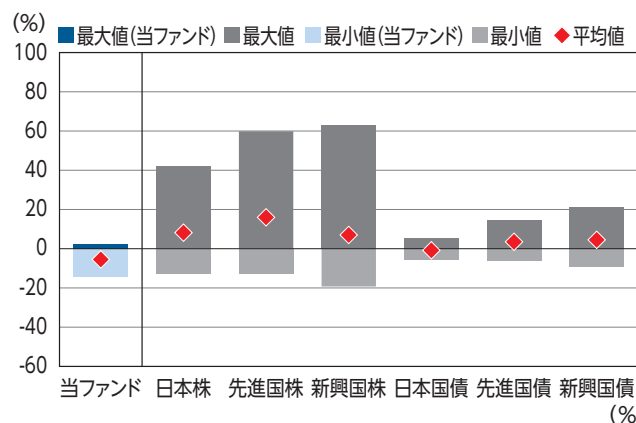
〈限定為替ヘッジコース〉



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

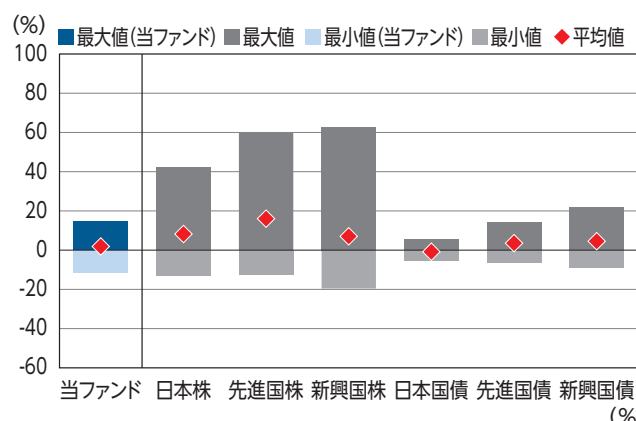
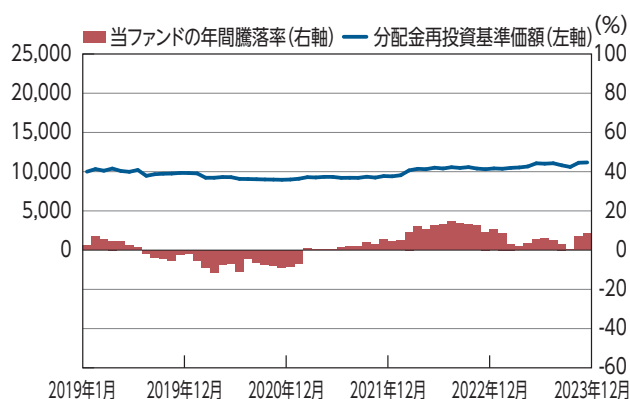
グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2019年1月末～2023年12月末



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 最大値 | 2.3 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 14.3 | 21.5 |
| 最小値 | △14.5 | △12.8 | △12.4 | △19.4 | △5.5 | △6.1 | △8.8 |
| 平均値 | △5.3 | 8.4 | 16.2 | 7.2 | △0.7 | 3.6 | 4.8 |

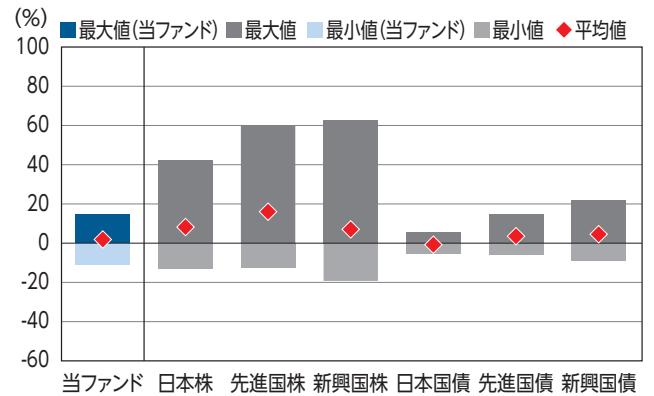
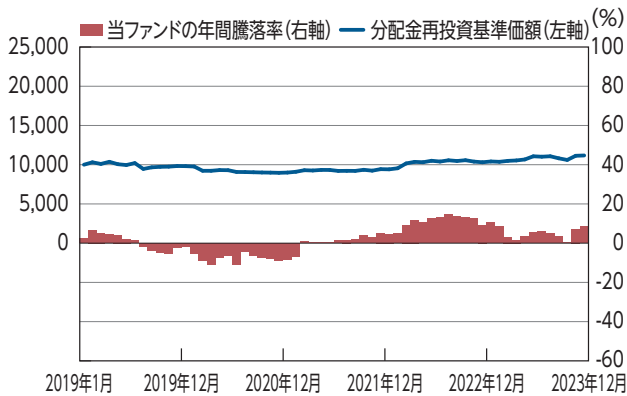
〈為替ヘッジなしコース〉



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 最大値 | 14.6 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 14.3 | 21.5 |
| 最小値 | △11.3 | △12.8 | △12.4 | △19.4 | △5.5 | △6.1 | △8.8 |
| 平均値 | 2.0 | 8.4 | 16.2 | 7.2 | △0.7 | 3.6 | 4.8 |

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 最大値 | 14.6 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 14.3 | 21.5 |
| 最小値 | △11.1 | △12.8 | △12.4 | △19.4 | △5.5 | △6.1 | △8.8 |
| 平均値 | 2.0 | 8.4 | 16.2 | 7.2 | △0.7 | 3.6 | 4.8 |

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年1月末を10,000として指数化しております。
 *年間騰落率は、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 *2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 *決算日に対応した数値とは異なります。
 *当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

〈各資産クラスの指数〉

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

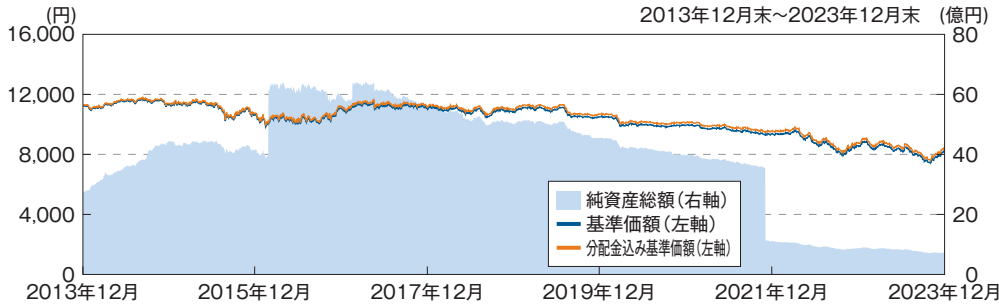
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

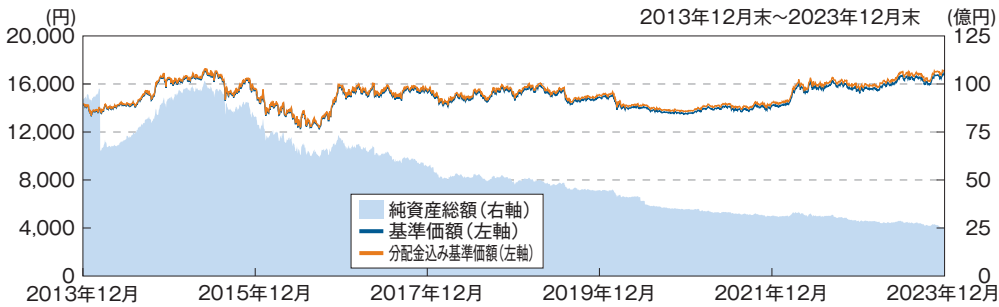
基準日:2023年12月29日

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

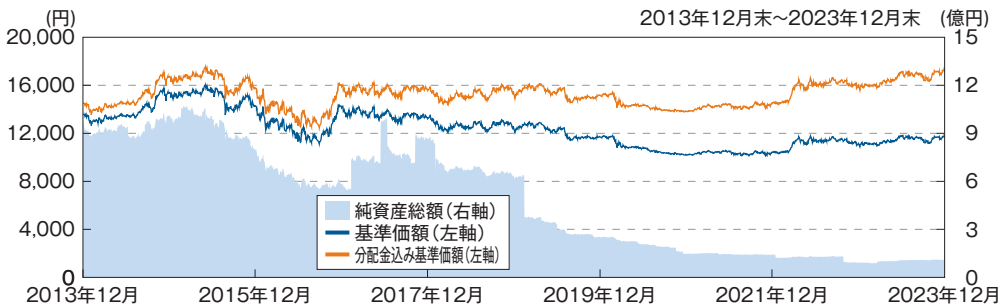
〈限定為替ヘッジコース〉



〈為替ヘッジなしコース〉



〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
 ※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 ※分配金は1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配の推移/基準価額純資産

〈限定為替ヘッジコース〉

| 基準価額 | 純資産総額 |
|--------------|-------------|
| 8,226円 | 7億円 |
| 2021年12月 | 10円 |
| 2022年6月 | 10円 |
| 2022年12月 | 10円 |
| 2023年6月 | 10円 |
| 2023年12月 | 10円 |
| 設定来累計 | 260円 |

〈為替ヘッジなしコース〉

| 基準価額 | 純資産総額 |
|--------------|-------------|
| 16,802円 | 25億円 |
| 2021年12月 | 10円 |
| 2022年6月 | 10円 |
| 2022年12月 | 10円 |
| 2023年6月 | 10円 |
| 2023年12月 | 10円 |
| 設定来累計 | 260円 |

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

| 基準価額 | 純資産総額 |
|----------------|---------------|
| 11,725円 | 1億円 |
| 2023年8月 | 25円 |
| 2023年9月 | 25円 |
| 2023年10月 | 25円 |
| 2023年11月 | 25円 |
| 2023年12月 | 25円 |
| 直近1年間累計 | 300円 |
| 設定来累計 | 4,595円 |

主要な資産の状況

※比率は純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

〈限定為替ヘッジコース〉

| | |
|---|--------|
| テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1 | 98.3% |
| 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) | 0.4% |
| コール・ローン等 | 1.3% |
| 計 | 100.0% |

〈為替ヘッジなしコース〉

| | |
|--|--------|
| テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY | 98.0% |
| 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) | 0.5% |
| コール・ローン等 | 1.6% |
| 計 | 100.0% |

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

| | |
|--|--------|
| テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY | 97.4% |
| 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) | 0.8% |
| コール・ローン等 | 1.9% |
| 計 | 100.0% |

■<ご参考>投資対象ファンドの状況

テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド(2023年12月末現在(現地))*

種類別組入比率

| | |
|---------|-------|
| 投資適格債券 | 79.6% |
| 非投資適格債券 | 8.5% |
| 現金・その他 | 11.9% |

*テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンドの計算日における月末最終日です。

※現金・その他には、デリバティブを含んでいる場合があります。

組入上位10銘柄

| 銘柄 | 利率 | 償還年月日 | 国・地域名 | 比率 |
|---------------------|---------|------------|---------|------|
| インドネシア国債 | 7.000% | 2033/2/15 | インドネシア | 5.5% |
| 韓国国債 | 3.250% | 2028/3/10 | 韓国 | 5.1% |
| マレーシア国債 | 3.899% | 2027/11/16 | マレーシア | 3.4% |
| ニュー・サウス・ウェールズ州財務公社債 | 2.000% | 2033/3/8 | オーストラリア | 3.4% |
| シンガポール国債 | 2.625% | 2032/8/1 | シンガポール | 2.9% |
| ビクトリア州財務公社債 | 2.250% | 2033/9/15 | オーストラリア | 2.8% |
| メキシコ国債 | 7.500% | 2033/5/26 | メキシコ | 2.7% |
| ブラジル国債 | 10.000% | 2029/1/1 | ブラジル | 2.5% |
| クイーンズランド州財務公社債 | 1.750% | 2034/7/20 | オーストラリア | 2.3% |
| ノルウェー国債 | 1.750% | 2025/3/13 | ノルウェー | 2.2% |

※組入上位10銘柄には償還まで1年以内の割引債券は除いております。

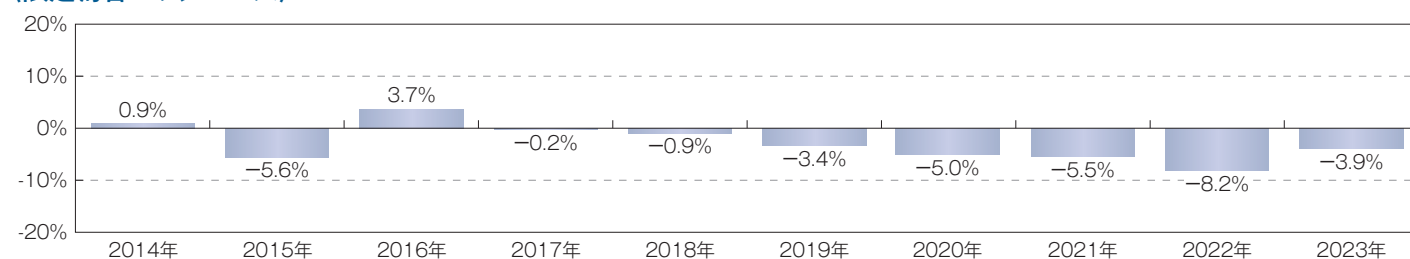
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(2023年12月末現在)

種類別組入比率

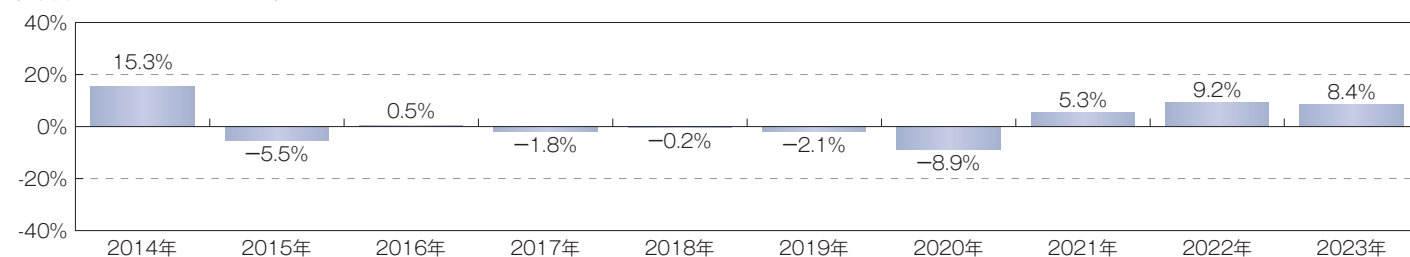
| | |
|--------|-------|
| 債券 | 96.1% |
| 現金・その他 | 3.9% |

年間収益率の推移(暦年ベース)

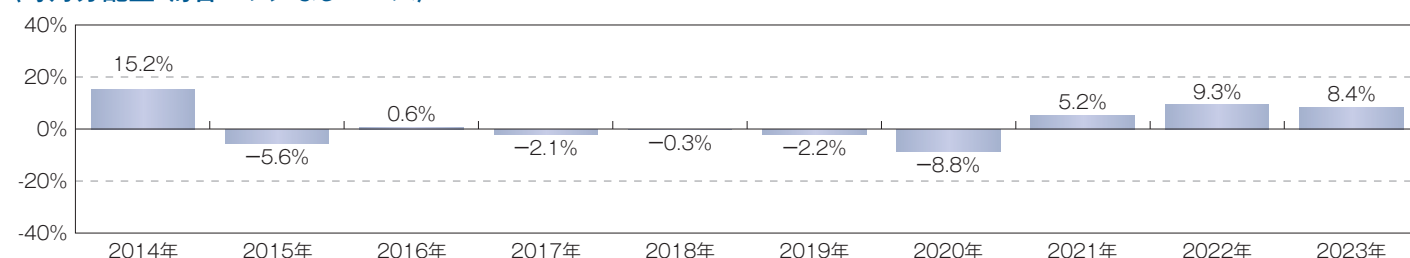
〈限定為替ヘッジコース〉



〈為替ヘッジなしコース〉



〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2023年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

お申込みメモ

| | | |
|-------------------|--|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 | |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 | |
| 購入代金 | 販売会社の指定する日までに販売会社へお支払い下さい。 | |
| 換金単位 | 1口単位 | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 | |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 | |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までとします。 ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意下さい。 これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。 | |
| 購入・換金の申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日には、購入・換金申込は受けません。 | |
| 購入の申込期間 | 2024年3月19日から2024年9月19日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 | |
| 換金制限 | ありません。 | |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことができます。 | |
| 信託期間 | 無期限(設定日:2010年12月27日) | |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の口数が5億口を下回るようになった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 | |
| 決算日 | 〈限定為替ヘッジコース〉 〈為替ヘッジなしコース〉 毎年6月および12月の20日 (休業日の場合は、翌営業日) | 〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉 毎月20日 (休業日の場合は、翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 | |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにつき5,000億円 | |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 | |
| 運用報告書 | 6月と12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 | |
| 課 税 関 係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 | |

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | 当ファンド | 純資産総額に対し 年率1.0725% (税抜0.975%) 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 《運用管理費用(信託報酬)(税抜)の配分と役務の内容》 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|----------------------------------|----|-------|------|---------|----------------------------------|------|---------|--|------|---------|-----------------------|
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.200%</td> <td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.750%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.025%</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> | 支払先 | 配分 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.200% | ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等 | 販売会社 | 年0.750% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等 | 受託会社 | 年0.025% | 信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |
| | 支払先 | 配分 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 年0.200% | ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等 | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年0.750% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等 | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年0.025% | 信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等 | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象ファンド | 運用・管理報酬等の料率:年率0.76%~0.89% ※主要な投資対象ファンドの料率を記載しています。 | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | 当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、 年率1.8325%~1.9625% (税込) です。 ※実際の負担率は、投資対象ファンドの組入比率などにより変動します。一部の投資対象ファンドにおける監査費用、有価証券の売買委託手数料等は含まれておりません。 | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用、有価証券の保管費用、等をファンドの信託財産でご負担いただきます。 これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度、信託財産から支払われます。 | | | | | | | | | | | | | |

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

■税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

■以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。